

第 1 2 3 号議案

八王子市景観条例の一部を改正する条例設定について

八王子市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市景観条例の一部を改正する条例

八王子市景観条例（平成 2 3 年八王子市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（審議会の設置）</p> <p>第 3 1 条 市の良好な景観の形成の<u>推進に関する事項を調査審議する</u>ため、市長の附属機関として八王子市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>2 審議会は、前項に定めるもののほか、八王子市屋外広告物条例（平成 2 6 年八王子市条例第 号）により、その権限に属させられた事項を調査審議する。</u></p> <p>（審議会の所掌事項）</p> <p>第 3 2 条 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 屋外広告物に関する事項</u></p> <p><u>(7)</u> （略）</p>	<p>（審議会の設置）</p> <p>第 3 1 条 市の良好な景観の形成を<u>推進する</u>ため、市長の附属機関として八王子市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（審議会の所掌事項）</p> <p>第 3 2 条 （略）</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6)</u> （略）</p>

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

